

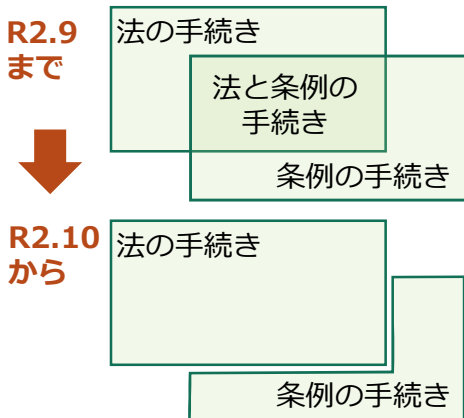
神奈川県生活環境の保全等に関する条例における 土壌汚染対策に係る規定の改正について

(令和2年10月1日施行)

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号、以下「条例」）と同条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号、以下「規則」）を改正し、令和2年10月1日から施行します。そのうち土壌汚染対策に関する主な改正内容は次のとおりです。

口規制の合理化～土壌汚染対策法との手続きの重複を解消します～

条例では、特定有害物質使用事業所を廃止する時、また、特定有害物質使用地の区画形質を変更する際には、土壌の汚染状況を調査し知事に報告することとしていますが、平成15年に土壌汚染対策法（以下「法」）が施行されてから、法と条例の両方の手続きが必要となる場合があります。今回の改正では、法の規制がかかる場合には条例による報告等を不要とする合理化を行いました。
【改正箇所：条例第59条第3項、第60条第1項】



【事業所廃止時の報告等（第59条第3項）が不要なとき】

- ✓ 有害物質使用特定事業場を廃止する場合（法第3条第1項適用）

【区画形質変更時の届出（第60条第1項）が不要なとき】

- ✓ 法第3条の廃止時調査を猶予されている土地における、900㎡以上の形質変更（法第3条第7項適用）
- ✓ 3,000㎡以上※の土地の形質変更（法第4条適用）
※現に有害物質使用特定施設を設置する土地は900㎡以上
- ✓ “要措置区域”における実施措置としての形質変更（法第7条適用）
- ✓ “形質変更時要届出区域”内における形質変更（法第12条適用）

など

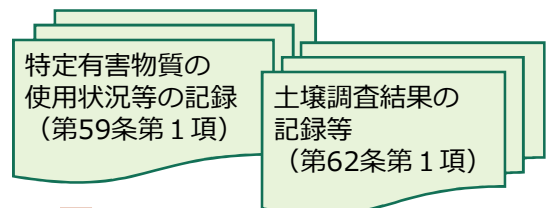
口土地所有者等に対する記録の交付～法との連携強化を図ります～

特定有害物質を製造、使用、処理及び保管する事業者は、その使用状況等を調査し、記録することとしていますが、その情報は土壌汚染対策法でも有効に活用されるべきものです。そこで、同法に基づき土壌調査を行うタイミングで、調査義務者である土地の所有者等に記録を交付することを決めました。
【改正箇所：条例第59条第2項、第62条第1項】

【記録の交付が必要なとき】

- ✓ 土地を譲渡、返還するとき …相手方に原本を交付
- ✓ 土地を貸与するとき …相手方に写しを交付
- ✓ 借り受けていた土地で法の届出対象となる形質の変更を行うとき …土地所有者等に写しを交付 **【今回追加】**
- ✓ 借り受けていた土地で有害物質使用特定施設を廃止等したとき …土地所有者等に写しを交付 **【今回追加】**

事業者設置者（土地の借主）



写しを交付

土地所有者等（法の調査義務者）

□区画形質の変更届出が不要な行為を規定

特定有害物質使用地における形質の変更に係る手続きは、通常の管理行為や土壤汚染を拡散させるおそれが小さい軽易な行為までを規制する趣旨ではないことから、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」として届出を不要とする行為を規則に定めました。【改正箇所：規則第51条の2】

これまでの運用（廃止）

【届出不要な行為】
軽易な行為であって、面積が10㎡以下かつ高さが1.5mを超える法（のり）を生ずる切り土又は盛土を伴わない行為～平成10年3月31日付環総第128号通知～

見直し



【区画形質の変更届出（第60条第1項）が不要な例】

- ✓ 土壤の掘削を伴わない土地の形質の変更
- ✓ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、**次のいずれにも該当する変更**（規則第51条の2）
 - 掘削した土壤を当該土壤の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地から**搬出しないこと**。
 - **土壤の飛散又は流出**を伴う土地の形質の変更ではないこと。
 - 土地の形質の変更に係る部分の深さが**50cm未満**であること。
- ✓ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

※改正前規則第51条の2の規定（土壤調査が不要な形質変更）は、改正後の規則第51条の3で規定します。

Q：ダイオキシン類管理対象地の形質変更についても、軽易な行為は届出が不要なのですか？

A：はい、上記の規定を準用しています。ただし、届出が不要とされるのは、上記の条件に加え、ダイオキシン類による土壤汚染が存在するおそれが“比較的少ない”と認められる土地の形質変更のみですので御注意ください。

□土壤調査を不要とする土地の形質変更を規定

条例に基づき土地の区画形質の変更を届け出たもののうち、公害が生ずるおそれがないことが明らか土地の形質の変更については土壤調査と報告を不要としています。今回の改正では、調査等が不要なものとして、新たに「**汚染土壤が存在するおそれがないと認められる土地**」における形質の変更を追加しました。併せて届出様式も改正しました。【改正箇所：規則第51条の3、規則様式第23号】

Q：汚染土壤が存在するおそれがないと認められる土地とは、どういう土地が該当するのですか？

A：特定有害物質の使用等を行っていた施設の敷地から用途が全く独立していた土地を指し、山林や従業員用の居住施設、グラウンド等が挙げられます。詳しくは「土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針・同解説」を御確認下さい。

□その他の改正

- 臨海部特例区域における適用除外
土壤汚染対策法に基づく臨海部特例区域における形質の変更については、人の健康に係る被害を生ずるおそれの観点から周辺に及ぼす影響が低いと認められることから、周知計画の作成を不要としました。【改正箇所：規則第55条の3】
- ダイオキシン類に関する規定の準用
特定有害物質使用地に係る「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」等の形質変更時の届出不要行為及び土壤調査を不要とする形質変更の規定について、ダイオキシン類管理対象地について準用するとともに、必要な字句に読み替えるよう改正しました。【改正箇所：条例第63条の3、規則第56条の3】

このチラシに関するお問合せは…

神奈川県環境農政局環境部大気水質課水環境グループ TEL：045-210-4123（直通）

個別の手続きに関する御相談は…

各地域県政総合センター又は権限移譲市の土壤汚染対策所管課（連絡先は次のHPで御確認下さい。）

かながわの土壤汚染対策 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/dojyou/osentaisaku.html>